



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

環境アセスメントに係るお知らせ

令和元年5月9日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき、橋処理センター整備事業に係る事後調査報告書（工事中その1）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	・川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	指定開発行為の名称	橋処理センター整備事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 廃棄物処理施設の新築（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区新作1丁目1787番3他
	指定開発行為の目的	廃棄物処理施設の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約24,500㎡（準工業地域、準住居地域） 建築面積：約12,700㎡ 処理能力 ごみ焼却処理施設（600t/24時間） ミックスペーパー資源化処理施設（45t/5時間）
	事後調査の項目等	産業廃棄物
縦覧のお知らせ	環境影響評価の手続経過	平成26年 4月14日 条例環境影響評価方法書公告 平成27年 6月15日 条例環境影響評価準備書公告 平成27年 9月10日 条例見解書公告 平成28年 4月21日 条例環境影響評価書公告
	縦覧期間及び時間	期間：令和元年5月9日（木）から令和元年6月7日（金）まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記事後調査報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	中原区役所、高津区役所、高津区役所橋出張所、宮前区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認め、環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例第36条に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを事後調査実施者に送付します。 意見書の提出：令和元年5月9日（木）から令和元年6月7日（金）まで （郵送の場合は、令和元年6月7日消印有効） 提出先：環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 意見書の用紙：各縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。 記載いただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156